

太田市みどり愛護会緑化啓蒙等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑の育成愛護と緑化啓蒙を図ることを目的に太田市みどり愛護会が主催する緑化事業（以下「太田市みどり愛護会緑化啓蒙等事業」という。）に要する経費の一部に対して、太田市みどり愛護会緑化啓蒙等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金は、太田市みどり愛護会に交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、太田市みどり愛護会緑化啓蒙等事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費のうち使用料、借上料、消耗品費、委託料、役務費及び報償費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、100万円を限度に予算の範囲内で交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第5条 補助対象事業を実施する太田市みどり愛護会は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた太田市みどり愛護会については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和3年4

月 1 日から施行する。